

令和2年

第1回東栄町議会定例会 会議録

(第1日)

令和2年3月6日(金)

令和2年第1回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和2年3月6日(金) 開会 午前10時00分  
散会 午後 2時49分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	総務課長	内藤敏行
税務会計課長	前知忠和	参事兼振興課長	丹羽貴裕
地域支援課長	加藤文一	医療センター事務長	伊藤知幸
住民福祉課長	伊藤太	経済課長	夏目明剛
事業課長	伊藤久司	教育課長	栗嶋賢司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川伸 書記 神谷純子

## 令和2年第1回東栄町議会定例会議事日程

### 開会宣言

### 出席議員の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 町長提出議案大綱説明
- 日程第 6 教育方針説明
- 日程第 7 議案第 1号 東栄町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2号 東栄町空家等適正管理条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3号 東栄町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 4号 東栄町印鑑条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 5号 東栄町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 6号 東栄町公共建設発生土処理場設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 7号 東栄町町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第14 議案第 8号 東栄町辺地総合整備計画の策定について
- 日程第15 議案第 9号 とうえい温泉ボイラー更新等工事請負契約の変更について
- 日程第16 議案第10号 令和元年度東栄町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第17 議案第11号 令和元年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第12号 令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第13号 令和元年度東栄町簡易水道特別会計（第5号）について
- 日程第20 議案第14号 令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第21 議案第15号 令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第16号 令和元年度東栄医療センター特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第23 議案第17号 令和2年度東栄町一般会計予算について
- 日程第24 議案第18号 令和2年度東栄町国民健康保険特別会計予算について

- 日程第25 議案第19号 令和2年度東栄町後期高齢者特別会計予算について
- 日程第26 議案第20号 令和2年度東栄町簡易水道特別会計予算について
- 日程第27 議案第21号 令和2年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第28 議案第22号 令和2年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第23号 令和2年度東栄医療センター特別会計予算について
- 日程第30 議案第24号 令和2年度東栄町御殿財産区特別会計予算について
- 日程第31 議案第25号 令和2年度東栄町本郷財産区特別会計予算について
- 日程第32 議案第26号 令和2年度東栄町下川財産区特別会計予算について
- 日程第33 議案第27号 令和2年度東栄町園財産区特別会計予算について
- 日程第34 議案第28号 令和2年度東栄町三輪財産区特別会計予算について
- 日程第35 議案第29号 令和2年度東栄町振草財産区特別会計予算について
- 日程第36 議案第30号 東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議（案）の提出について
- 日程第37 選挙第1号 東栄町選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第38 同意案第1号 東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について

## 開 会

議長（原田安生君）

それでは開会します。ただ今の出席議員は「8名」でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただ今から『令和2年第1回東栄町議会定例会』を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布した日程のとおりでございます。

## 会議録署名議員の指名

議長（原田安生君）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、「3番 山本 典式 君」、「6番 伊藤 真千子 君」の2名を指名します。

## 会期の決定

議長（原田安生君）

日程第2、『会期の決定』を議題といたします。お手元に配布してあります「会期及び審議予定表」を、議会事務局長に朗読させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

事務局長（長谷川伸君）

それでは、会期及び審議予定表を朗読させていただきます。

会期及び審議予定表、令和2年第1回東栄町議会定例会、会期日程は12日間でございます。

本日3月6日金曜日午前10時本会議開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、行政報告、町長提出議案大綱説明会、教育方針説明、議案上程、委員会付託、3月7日土曜日休会、3月8日日曜日休会、3月9日月曜日休会、3月10日火曜日午前10時一般質問、3月11日水曜日午前10時予算特別委員会付託案件審査、3月12日木曜日午前10時総務経済委員会付託案件審査、午後1時文教福祉委員会付託案件審査、3月13日金曜日休会、3月14日土曜日休会、3月15日日曜日休会、3月16日月曜日休会、3月17日火曜日午前10時本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会。以上でございます。

議長（原田安生君）

お諮りいたします。ただいま、朗読のとおり本定例会の会期は、本日から3月17日までの12日間としたいと思っておりますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月17日までの12日間と決定いたします。

会期中の議会運営につきましては、よろしくご協力の程お願い申し上げます。

## ----- 諸般の報告 -----

### 議長（原田安生君）

次に、日程第3、『諸般の報告』を行います。議会運営関係につきまして、議会運営委員長から報告をお願いします。

（「議長、3番」の声あり）

はい、議会運営委員長。

### 議会運営委員長（山本典式君）

それでは、議会運営委員長の報告をさせていただきます。

去る、2月10日及び2月26日の両日当会議室において議会運営委員会を開催いたしました。2月10日の出席者は、議長、委員全員、議会事務局長、執行部は総務課長。2月26日の出席者は、議長、委員全員、議会事務局長、執行部は副町長と総務課長でした。

令和2年第1回東栄町議会定例会の会期及び審議予定はお手元に配布してあります「会期及び審議予定表」のとおり会期は本日から3月17日までの12日間でございます。初日議了を除く各議案につきましては常任委員会に審査を付託いたします。後ほど配布する「議案付託表」のとおりでございますので慎重審議のほどよろしくお願いいたします。次に一般質問でございますが、今回の質問者は5名であり3月10日午前10時より開催いたします。続いて、請願書の関係ですがお手元にお配りしました「陳情・請願等一覧表」のとおり第92条に基づき請願2件については所管の委員会に付託します。その際、委員の皆様、所管の委員長からも特にご意見はございませんでした。内容等の閲覧を希望される方は議会事務局へ申し出ください。最後になりますが、令和2年第1回東栄町議会定例会につきまして、会期中ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上で議会運営委員長の報告を終わらせていただきます。

### 議長（原田安生君）

次に、議会関係につきまして、議会事務局長に報告させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

### 事務局長（長谷川伸君）

令和2年第1回東栄町議会定例会「諸般の報告」を議長に代わりましてご報告いたします。令和元年第4回定例会以降の行事等につきましては、お手元に諸報告として一覧表を配布させていただきましたのでお目通しをお願いいたします。次に、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果につきましては、監査委員から12月26日に11月分、1月28日に12月分、2月26日に1月分の報告があり、いずれも適正であるとの検査結果でありました。詳細につきましては事務局で報告書を保管していますので、必要な方は閲覧をお願い致します。請願書の取扱いにつきましては、先ほどの議会運営委員長の報告のとおりでございます。

以上で「諸般の報告」を終わります。

議長（原田安生君）

以上で「諸般の報告」を終わります。

次に、日程第4、『行政報告』及び日程第5、『町長提出議案大綱説明』を行います。

町長から、行政報告と本定例会に提案されている議案に対する大綱説明を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

おはようございます。

本日は、令和2年第1回東栄町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様には、公私共大変お忙しい中にもかかわらず、ご出席を賜り心から感謝申し上げます。それでは、最初にお時間をいただきまして、行政報告をさせていただきます。12月議会定例会以降の町政の取り組み状況をご報告させていただきます。

まず、総務課関係であります。令和2年度、来年度の職員採用についてでございます。12月23日、24日に来年度の採用職員2回目となります面接試験を行ったところでございます。その結果も含め、令和2年度の採用職員は、一般職が7名、保育士2名を採用する予定であります。定年退職者は3名でございますが、自己都合退職者等あわせて一般職が6名、保育士の退職者が2名という状況でございます。

次に職員研修ですが、2月6日と3月5日の2日間の予定で、名城大学の庄村教授を講師に迎えまして、管理職員を中心に行政法の勉強会を2回開催する計画でございました。残念ながら2回目は中止となりましたが、1回目では自治体の行政実務において必要とされる法的知識・思考方法等について、行政法、地方自治法を中心に学ぶことができたところであります。2回目は中止となりましたが、今後、機会を設けて開催したいというふうに思います。

次にふるさと納税の関係でございますが、3月3日現在で676万円となっております。昨年度より335万円のマイナスという状況でございます。来年度に向け、新たな商品開発を含め研究、検討してまいりたいと考えております。

次に消防・防災関係でございます。消防庁より救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車を無償貸与され、第2分団本郷万場詰所に配備をいたしました。3月の観閲式でお披露目を予定しておりましたが、新型コロナウイルスにより観閲式が中止となったため、残念ですが見ていただくことが叶いませんでした。是非、機会があればご覧いただく機会を作りたいと思っております。

次に今年度から、2年継続で進めております防災行政無線設備工事（デジタル化）についてでございますが、3月4日に開催した議会全員協議会でも説明をさせていただいたところでございます。この4月1日から様々な情報を各家庭のテレビ「とうえいチャンネル（12番）」を通して、24時間いつでも必要な情報を見ることができるようになります。この情報を見るには、テレビのチャンネル再設定が必要でございます。設定ができない住民の方には役場職員がお手伝いをさせていただきますこととなっております。そして、来年度においては移動系の無線整備等を行います。屋外スピーカーも現在の6基から30基に増設いたします。また、災害時等にはスマートフォンやタブレットを活用した音声伝達システムを検討してまいりたいと思っております。

次に防災士育成につきましては、昨年度に続き今年も5名が防災士の研修を受けていただいた

ところでございます。全員合格すれば町内に19名の防災士が存在することとなります。現在も自主的に防災士会を立ち上げて活動していただいておりますので、今後もしっかり連携して防災啓発活動に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、原子力災害時における静岡県掛川市民の県外広域避難に関する協定についてでございます。2月14日に東栄町役場において、掛川市長さんと協定締結の調印をさせていただきました。内容は、浜岡原子力発電所において災害が発生した場合、掛川市民を愛知県と連携して避難者の受け入れを行うものであります。愛知県では他に15市町村が避難先市町村となっております。また、2月19日に奥三河ビジョンフォーラムの仲介により、北設楽郡3町村と生活協同組合コープあいちとの間で災害支援協力協定の調印式を新城文化会館で行っております。この内容につきましては、災害時において応急生活物資の提供、物資等の運搬支援などがございます。

次に地区懇談会の件でございますが、4日の議会全員協議会で報告させていただいたとおりでございますが、2月・3月で開催する予定でありましたが、諸般の事情により見送らせていただき、来年度に入って5月の連休明けから開催をさせていただく予定としておりますのでよろしく申し上げます。

次に振興課関係でございます。2月11日に今年で3回目となります東栄町まちづくり座談会を開催し、多くの方にご参加をいただきました。当日は、1部で元気な地域づくり支援事業活用団体の9つ団体の皆さんに活動報告をしていただきました。その後、2部で、私から第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）の解説をさせていただき、第3部で「将来にわたって賑わいを保ち続けるまちの実現に向けて」をテーマに皆さんで話し合いをさせていただきました。この座談会では、町のビジョンの共有や意見交換を通して、みんなで進めるまちづくりにつなげていきたいと考えているところでございます。

次に、第2期東栄町人口ビジョン、第2期東栄町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向け、今年度最後となりました第3回東栄町総合戦略推進会議を2月28日に開催し、第2期の東栄町人口ビジョン（案）、まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について、住民の皆様からいただいたパブリックコメントの対応を含め、最終的に各委員からご意見をいただき、現在最終案をまとめております。本議会定例会最終日が終了後、引き続き全員協議会をお願いし、ご報告をさせていただく予定でありますのでよろしくお願いいたします。そして、来年度においては、第6次の東栄町総合計画の後期5か年計画を策定することになりますので、これもご承知おきくださるようお願いいたします。

次に田口高校の魅力化に関連する件でございますが、県新城設楽振興事務所が主導で始まった「地域で支える田口高校の教育活動検討会」の2回目が2月4日に開催され、提言案がまとまりまして、田口高校の校長に提言をいたしました。新学習指導要領完全実施に向けた教育課程改善に活かしていただくこと。県関係機関、市町村関係機関も主体となって支援する内容があることを踏まえまして、要請があった場合にはできるだけの協力を行うことを確認したところでございます。

次に観光関係では、観光まちづくり協会との連携もスムーズにでき、この1年間の取り組みも順調に推移をしております。一方、美をテーマにした取り組みの中心にありますビューティーツーリズム「naori」の体験につきましては、講師不足により、残念ながら前年度と比較して体験者は半減をしてしまいました。決して申し込みがないわけではなく、テレビや雑誌などにも多く取り上げていただいていることから、問い合わせも大変多くございますが、講師不足、現在専従



1名による対応でございまして、こちら側の対応ができない状況となっております。したがって、来年度に向かって、現在、地域おこし協力隊の募集などにより、人材の確保が急務でございます。皆様方にもどうか良い人材が近くにいましたら、男女問わず、是非ご紹介をいただきたいと思っております。また、「naori」の新たな商品開発にも取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に1月14日でございましたが、国から赴任しております愛知県の青山副知事が東栄町にお越しいただきました。町内情勢などを丁寧にご説明させていただいた後に、ビューティーツーリズム「naori」を体験いただくため、三信鉱工でセリサイトの採掘現場をご見学いただいた後に、のきやま学校において実際にファンデーションづくりの体験、花祭りの舞の見学などをさせていただき、関係者との意見交換をしていただいたところでございます。今後も、しっかりと応援いただけるようお願いしたところでございます。

次に地域支援課関係ですが、空き家対策につきましては、今年度は現在までに16世帯、32人が移住していただいております。空き家物件は、現在も町のホームページ等に掲載しております。今後もしっかりと仲介をしながら、移住定住施策を進めてまいります。また、全国的に増えている空き家の問題につきましても、国の法律を受け、東栄町も今議会に、空家等適正管理条例の制定について、上程させていただいておりますのでよろしく願いいたします。

次に地域おこし協力隊の活動報告会が2日間予定をしておりましたが、こちらもコロナウィルスの影響を鑑み、中止とすることになりました。福田隊員においては、手作りコスメ教室「naori」を中心に美の分野で活動いただきました。この3月31日で3年目の任期を満了し卒業となりますが、引き続きこの地に残っていただけるようであります。そして、二人目の西城隊員は1年目ですが、不動産業を中心に活動いただき、空き家対策に取り組んでいただいておりますが、彼は今年5月をもって1年で卒業する予定であります。ご存じのように「いろりBar・燈」でも従事しておりますので、東栄町で今後も不動産も含め活躍いただけるようであります。報告会が中止となりましたので、他の方法で住民の皆様には活動等を伝えてくれるものと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。議会においては、最終日終了後、全員協議会の中で2人から活動報告を含めごあいさつ等いただきたいと思っております。一方で、地域おこし協力隊員を観光まちづくり協会「naori」の講師等で現在応募していますが、今のところ申し込みがない状況でございます。引き続き応募期間を延長し、人材を確保していきたいと考えております。

次に住民福祉課関係ですが、第2回子ども子育て会議を2月25日に開催させていただきました。昨年の8月に第1回を開催し「第2期東栄町子ども子育て支援事業計画」の策定に向けてのニーズの調査を行いました。その結果等も踏まえて、第2期の計画素案をご審議いただき、ご承認いただきましたので、今後5年間の計画に沿って進めてまいりたいと思っております。2月27日には東栄町障害者自立支援協議会を開催しました。令和元年度の事業報告、また、委託事業として、愛厚すぎのきの里で行っている障害者相談支援事業の報告もいただき、令和2年度の取り組みを協議いただいたところでございます。障害のある方が地域で安心して生活できるよう今後も障害福祉施策の充実努めてまいりたいと思っております。次に明神老人クラブさんとの意見交換会を9月に一度行っておりますが、2回目を1月17日に行いまして、これからの活動について意見を交わさせていただきました。特にボランティア活動として交通安全啓発活動、保育園での餅つきなど地域交流活動を今後も継続していくなど、大変ありがたく思っております。また、

友好自治体交流を行っている大治町の老人クラブとの友好交流会も来年度で3回目を迎えるということでございます。さらに交流を深めていくとのことでありましたので、しっかり応援してまいりたいと思います。

次に医療センター・保健福祉センターについてですが、2月3日に第2回医療センター・保健福祉センター及び6つの強化策推進統括会議を開催し、現在までの状況報告をさせていただいたところでございます。議会の皆様方には3月3日の議会全員協議会で報告をさせていただきました。東栄医療センター（仮称）等の公募型設計プロポーザル実施スケジュールもお示しさせていただきましたとおりであり、来年度は基本設計・実施設計に入っております。6つの強化策については、現在4つの部会で、これまでに回数を重ねて協議をしていますが、報告させていただいたように具体的な方向がまだ決まりませんので、引き続き部会で検討を重ねていただきます。

今年度から有床診療所として運営をして間もなく1年となりますが、病床を40床から19床に減らしておりますが、結果、経営はやはり非常に厳しい状況でございます。一般会計からの繰り入れも約3億円の状況は変わりありません。入院・外来患者数の状況や経営状況も報告させていただいたとおりであります。このような状況をしっかりと認識して、来年度以降の医療体制を整えなければならないと考えていますのでよろしくお願いいたします。しっかりこの状況は、機会を設けて町民の皆様にお伝えしていきたいと考えております。

透析につきましては、現在17名、1名の方がお亡くなりになりましたので17名の患者さんのうち15名の皆さんは転院先が決まりました。残りの方につきましても、しっかりとサポートしてまいります。町内の透析患者の通院につきましては「障害者施設等通所通院交通費助成」の対象として新たに透析患者を加えて助成してまいりたいと思っております。

次に経済課関係であります。とうえい温泉につきましては、長年、年末年始を休まず営業をしていただいております。従業員の皆様には、本当に感謝しているところでございます。したがって、1月1日が仕事始めであり、私と共に議長にもご出席いただきまして、年頭のあいさつ後、役員の皆様と一緒にお客様のお迎えをさせていただいたところであります。本年度も大変厳しい経営状況となっておりますが、1月末では昨年よりは少し上向きでございます。その後、ご承知のとおり、新型コロナウイルスの影響で入浴者が減るのではないかと心配をしておりましたが、幸いに2月26日から3月13日までの間、ボイラー改修工事に伴いまして現在休業をしているため、今のところその影響は直接無いわけですが、長引くと心配しなければならない状況であることは間違いありません。そして、ボイラー改修工事の終了後、集客イベントを実施する予定ではございましたが、今後、新型コロナウイルスの影響が心配されますので、落ち着いてからの実施を現在検討中でありましてよろしくお願い致します。

次に2月20日に産業経済活性化推進協議会を開催させていただきました。商工、農林、観光の関係者が集まり、令和元年度の取り組み状況や来年度の事業計画などを報告していただき、それぞれ情報共有を図り、産業経済全般についての意見交換を行うことができたところであります。

次に、バイオマス発電所建設計画についてであります。既にご承知だと思いますが、1月20日に区長会及び振草漁協で構成されますバイオマス発電対策協議会からは、11月に行われた住民アンケートの結果と提言書を受け取らせていただきました。また、2月4日には「バイオマス発電所建設計画をみんなで考えるフォーラム」の代表者から署名活動の結果と要請を受けたところでございます。こちらからは、今後、現在進めております環境保全条例等の制定などの対応をしていくことを回答させていただいたところであります。

次に事業課関係です。三遠南信自動車道につきましては、順調に工事は進捗をしております。既に新城市側の第1及び第2トンネル工事発注されておると聞いています。東栄町側については、現在、橋台に係る部分の工事が進んでいます。まもなく東栄町側の4号トンネル工事も始まっていくのではないかと聞いています。トンネル掘削による発生土については、横見第2処理場で処理することになりますので、補正予算でお認めいただきましたので、用地取得等を行い、準備を進めております。今定例会においては、「発生土処理場設置及び管理に関する条例の改正」を上程させていただいておりますので、よろしく願いいたします。国の予算につきましては、令和元年度の補正予算で14億5千万円、令和2年度当初予算は現在審議中でございますが最低でも29億円、それ以上になるというふうにお聞きしておりますので、決定次第お知らせしたいと思っております。

次に、国道473号月バイパスについては、設楽町側において工事に着手をいたします。東栄町側は用地買収後、橋梁の橋台の工事に係る予定であるというふうに聞いております。事業課関係の町道等道路工事及び簡水、下水道工事につきましては、順調に進捗しておりますが、一部下水道の終末処理場の中の工事につきまして、新型コロナウイルスの影響から中国からの部品調達ができないことから、年度内完了が見込めず、急ぎよ予算繰り越しをしなければならないため、今議会の最終日にお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、教育課関係であります。国のGIGAスクール構想に伴う今回の補正予算対応で整備することのできる校内LAN整備を検討してまいりましたが、北設情報ネットワークの通信速度の問題が解決できないことから、見送りをさせていただきました。今後は、児童、生徒一人一台のタブレット端末及び高速大容量の通信ネットワークの整備については、しっかり研究、検討をしてまいりたいと思っております。

3月に予定をしておりました東栄マラソン大会、三遠ネオフェニックスの奥三河デーの開催も新型コロナウイルスの影響で中止となったところでございます。さらには、ご承知のように小中学校臨時休校に伴う対応等については、3月3日に議会全員協議会で報告させていただいたところでございます。東栄中学校卒業式は、議員の皆様にもご参加をいただき、予定通り開催させていただいたところでございます。小学校の卒業式も今のところ19日に開催する予定となっております。

今後、しっかりと学校を始め、関係機関との連絡を取り合いながら、教育委員会として対応をしていくこととなりますので、よろしく願いいたします。東栄町全体の新型コロナウイルス感染対策につきましては、全員協議会で副町長が説明をしたとおりであります。管理職員による対策会議を月曜日と金曜日に開催し、最新情報を共有の上で、今後もしっかりと対応をしてまいります。

役場職員においては、毎日、健康チェックシートにより自己管理をお願いしております。新型コロナウイルスの勉強会も全職員に受けていただいております。また、不特定多数の方が集まる催しものや会議等は中止することとしており、公共施設も休館のところもあますが、それらの情報も含め、町のホームページに「新型コロナウイルス感染症に関する情報」として掲載しております。今後もその都度、情報の更新をしてまいりたいと思っております。また、どうしても開催しなければならない会議等がある場合は、手洗いやマスクの着用をお願いしているところでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上で長くなりましたが、行政報告を終わらせていただきます。

それでは、引き続き、令和2年度各会計予算をはじめ諸議案のご審議をお願いするにあたり、所信の一端と予算案の大綱を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とより一層のご協力をお願い申し上げます。さて、去年は、平成から令和へと新たな時代が幕を開け、私も町長として2期目をスタートさせていただいたところでございます。そして、令和2年は町政施行65周年を迎えます。町民の皆様と役場職員が一緒になって、平成30年4月に施行した「東栄町まちづくり基本条例」に基づき、責任を持って次の世代につながる共創のまちづくりを進めてまいり所存であります。町の大きな動きとしては、昨年4月から病院を有床診療所として再スタートさせていただいたところでございます。皆さんの思いは複雑かもしれませんが、人口の減少や高齢化、医療人材の不足など、様々な要因の中で病院運営は年々厳しさを増しております。その中で、段階的縮小を受け入れ、有床診療所として、この1年進めてきたことは、町民皆様方の英断だったと思っております。しかしながら、決して経営状況は好転しているわけではございません。約3億円の繰り入れは変わらない状況でございます。今後も、東栄医療センター・保健福祉センター基本構想・基本計画に沿って、議会を始め町民の皆様方と協議を重ね、新たな施設整備も含め、医療・福祉・介護等一体的な取り組みを進めてまいります。私は、以前にも申し上げましたが、まちづくり、人づくりは、選挙などを意識した小手先の制度設計や政策ではなく、中長期的なビジョンに基づいた計画的に政策を具現化し実現すべきものと考えています。したがって、政策につきましては、1期目に策定した「第6次東栄町総合計画」、さらには現在策定中の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を目指し、ビジョンと方向性に基づき、基本計画に沿った分野ごとの施策を目標に向かって進めてまいりますので、ご理解の程よろしくお願ひします。そうしたことを踏まえた中で、令和2年度の予算編成にあたっては「東栄町まちづくり基本条例」の基本にのっとり、5年目を迎える、今お話ししたとおり総合計画、創生総合戦略を確実に推進することを念頭に努めております。若い世代の生産年齢人口の流入と定住促進、就労、結婚、子育ての支援を行い、高齢者の社会参加を促進し「住み続けたい、住んでみたい」まちづくりを進める方針であります。

一般会計の予算総額は36億円で、前年度比14.7%の増額となっております。昨年度は選挙のため、骨格予算編成であったことによるものであります。また、6月補正予算後での比較においては、2.6%の増額となっております。主要事業としては、医療センター・保健福祉センターの基本設計及び実施設計7668万円、防災行政無線の更新工事と防災情報配信、4月からテレビ配信がスタートいたしますが、この工事に3億205万円。透析患者に対する通院交通費の一部補助を新たに実施します69万9千円。新規で、停電対策として家庭用発電機購入補助に150万円。高齢ドライバー向けの安全運転支援装置設置補助に80万円。ドローン購入と研修で47万3千円、その他としては移住定住促進事業補助金、移住定住施策をパッケージ化し、とうえい暮らしのカラフルパッケージとして499万円、子育て支援センター及び放課後児童クラブの充実に452万円、花祭会館映像コンテンツ、3年目で全地区データ化が完了しますが、271万円が新規を含め主なものでございます。一般会計の歳入においては、総額の46.6%を占める地方交付税が16億7千万円、前年度比2.9%増であります。町税は、総額で前年度比2.2%減の3億919万3千円となっております。特別会計(12会計)は、総額14億6964万円で、前年度比1.5%の増額となっております。

簡易水道、公共下水道、農業集落排水事業の3特別会計においては、今後の公営企業化に向けての取り組みにより大きな伸びとなっております。その額は3800万円であります。医療センター

特別会計は、外来受診者数の減少などによる収入減、そして透析中止に伴う人件費、薬品衛生材料費等の減、また入院患者への食事提供方法の見直しによります減などによりまして、7400万円の減額となっております。一般会計と12特別会計の予算総額は50億6964万円で、前年度比10.5%の増額となっております。なお、前年度の6月補正予算後では、2.3%増となっておりますのでよろしくお願ひします。

最後になりますが、平成28年度に策定しました第6次東栄町総合計画も令和2年度で計画期間の半分が終了いたします。前期5年間を振り返るとともに、住民満足度調査結果やまちづくり、座談会の意見などを通して、今後の目指すまちづくりを実現するために、令和3年度から7年度までの5年間の後期計画を来年度策定します。現状を把握し、しっかりと将来を見据え、一つひとつ確実に取り組みを進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で所信の一端と予算案の大綱及び主要事業について、お話をさせていただきました。ありがとうございました。

それでは、今議会に上程をいたしますそれぞれの議案等につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。今議会に上程いたします議案等につきましては、議案が29件、選挙が1件、同意案1件でございます。合わせて31件を上程させていただきますので、よろしくご審議のほどをお願ひいたします。

では各議案について簡略に説明いたします。

議案第1号。東栄町長等の給与の特例に関する条例の制定については、町長、副町長及び教育長の給与について、令和2年4月から令和3年3月まで減額するものであります。

議案第2号。東栄町空家等適正管理条例の制定については、本町における空家等対策の推進を図るため、その規定を定めるものであります。

議案第3号。東栄町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、会計年度任用職員のうち給料を支給される職員に係る補償基礎額を定めるものであります。

議案第4号。東栄町印鑑条例の一部改正については、印鑑の登録資格の規定等を改正するものであります。

議案第5号。東栄町国民健康保険条例の一部改正については、国保料の賦課限度額及び軽減判定所得の基準を見直すことに伴い改正するものであります。

議案第6号。東栄町公共建設発生土処理場設置及び管理に関する条例の一部改正については、横見第2処理場を追加することにより改正するものであります。

議案第7号。東栄町町営住宅管理条例の一部改正については、不正行為により入居した者に対する明け渡し時の利息の適用利率について改正するものであります。

議案第8号。東栄町辺地総合計画の策定については、令和2年度から6年度までの計画について定めるものであります。

議案第9号。とうえい温泉ボイラー更新等工事請負契約の変更については、契約金額の増額について議会の議決を求めるものであります。

議案第10号。令和元年度一般会計補正予算についてですが、今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ1億107万9千円を減額し、総額を46億1,953万9千円とするものであります。

歳出における補正の内容は、主に精算によるものですが、早期退職者の退職金に係る特別負担

金、電気自動車車両無償貸与プロジェクト期間満了によります電気自動車の購入、東栄森づくり基金積立金など新規に計上をいたしました。

また、歳入については、財源調整をした結果、財政調整基金繰入金を 8429 万 5 千円、減債基金繰入金 6000 万円減額をいたします。

議案第 1 1 号国民健康保険特別会計から議案第 1 6 号東栄医療センター特別会計までの補正予算については、ほとんどが精算によるものであります。国民健康保険特別会計を除いては減額補正でございます。

議案第 1 7 号から議案第 2 9 号までの令和 2 年度各会計予算につきましては、各会計ごとに説明させていただきます。

まず一般会計ですが、主な内容については、既に説明させていただいたとおりでございますので省略させていただきますが、予算総額で 36 億円、前年度比 4 億 6100 万円 14.7%の増額となっております。

次に国民健康保険特別会計につきましては、予算総額 3 億 7923 万 6 千円を計上し、保険給付費の増額等により、前年度比 1.8%の増となっております。

次に後期高齢者医療特別会計につきましては、予算総額 1 億 2595 万円を計上、医療費の減額等により、前年度比 2.7%の減となっております。

次に簡易水道特別会計につきましては、予算総額 1 億 7918 万 7 千円を計上、公営企業会計化への取り組みに係る予算の増額等により、前年度比 48%の増となっております。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、予算総額は、1 億 6639 万円を計上、引き続き長寿命化計画に基づく事業を進めるほか、公営企業会計化への取り組みに係る予算の増額等により、前年度比 18.4%の増となっております。

次に農業集落排水事業特別会計につきましては、予算総額 3589 万 7 千円を計上、公営企業会計化への取り組みに係る予算の増額等により、前年度比 30.1%の増となっております。

次に東栄医療センター特別会計についてですが、予算総額 5 億 8259 万 9 千円を計上しております。外来受診者の減、診療科目変更に伴う費用の減等により、前年度比 11.3%の減となっております。

各財産区会計は、前年度と変わりありません。

令和 2 年度当初予算については以上でございます。

選挙第 1 号東栄町選挙管理委員及び補充委員の選挙については、令和 2 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、議会に選出をお願いするものでございます。

同意案第 1 号東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任については、令和 2 年 3 月 31 日をもって 1 名の委員の任期が満了となるため、新たな委員の選任をお願いするものであります。

以上であります。副町長及び担当課長から詳細については説明をいたしますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

## ----- 教育方針説明 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 6、『教育方針説明』を行います。

教育長の説明を求めます。

(「議長、教育長」の声あり)

はい、教育長。

### 教育長（佐々木尚也君）

令和2年度の東栄町教育方針をご説明申し上げます。

初めに学校教育についてです。平成29年度に示された新学習指導要領が、小学校では2年度から完全実施されます。小学校では、特別の教科道徳と、3・4年生の外国語活動及び5・6年生の外国語が、既にこの2年間先行実施されてきました。今回の改訂のキーワードは「社会に開かれた教育課程」及び「主体的・対話的で深い学び」です。子ども達が未来の社会を切り拓くための資質・能力を育成する、知識の理解の質を高める、確かな学力を育成する、豊かな心や健やかな体を育成するといった考え方は、従来と変わるものではありません。教育内容の主な改善事項としましては、今の子どもたちの状態や社会の要請を反映し、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実、情報活用能力の充実、個に応じた発達の支援などが挙げられております。一方、東栄町では、平成19年8月に校長会から報告された「東栄町がめざす学校教育」を基に、学校教育活動を進めてまいりました。そこには「基礎的・基本的な力を確実に身に付け自ら考え学びとること」、「命を大切に、心身のたくましさ和社会性を身につけること」、「郷土の自然・文化・歴史に学び、ふるさと東栄を愛すること」の3点が示され、伝統的な天地人教育の目標も反映されています。また、小学校と中学校の連続性に着目することの必要性も述べられています。また、第6次東栄町総合計画では、学校教育につき、きめ細かな教育の推進、知・徳・体が調和した教育の推進、連携教育の推進、小中学校施設設備の充実、高校への就学支援の5点を掲げ、これに沿って取り組みを進めてきています。とうえい保育園が開園し1年が過ぎました。1保育園、1小学校、1中学校の環境を生かし、東栄町の子どもたちの誕生から15年間の保育・教育を連携させることで、教育の効果を一層高めたいと考えています。保育園と小中学校の3つの場所での、互いの役割を深く理解し合うことで、中学校を卒業する時の姿を見通した指導や、それまでの生育の経緯を理解した上での指導を一層強化したいと考えています。更に目指す子どもたちの姿を、保育士さんや先生方だけでなく、保護者、地域の皆さんにも理解していただき、子ども自身にも自覚を促し、東栄町民の教育への理解と関心を深めて、育てる側も育てられる側も、自信をもって教育学習に取り組む町の実現をめざします。そのために「子どもが将来それぞれ選択した社会の中で、自分の生活を創る力を育てる」ということを第一に考えて、どの子どもにとっても本当に必要な体力・ものの考え方・知識と技能は何かを精選し、東栄町の義務教育で育てる力を分かりやすくお示しし、今後、数年をかけて見直し、練り上げてまいりたいと考えています。これは、東栄町総合計画の家庭・地域における教育の項目の家庭教育力の向上、児童の健全育成、子どもの居場所づくりを大きく推進することにもつながるものです。今日的な課題であるICT活用やプログラミング教育については、文部科学省がGIGAスクール構想を打ち出し、一人1台端末の実現を計画的に進めることが必要になりました。本町でも、その教育的な目的を達成し、子どもたちが不利になることがないように、情報を収集し、計画的にICT環境の整備と、授業改善を進めてまいります。また、本年度は、子どもの学習に大きく関わる読み取りの力についての調査を予定しています。これも今課題になっていることでありますが、子どもたちが、例えば教科書をどのように読み、どう理解しているかを調べ、その結果を踏まえて学習指導の全体を見直し、改善するためのもの

であります。さらに、現在臨時休業中の小中学生の、学習の補充を初めとする対応についても、確実に取り組んでまいります。

生涯学習・生涯スポーツでは、各活動の充実及び総合社会教育文化施設の充実と利用促進を挙げております。活動の充実のためには、率先して活動を進める人材が必要です。各分野でのリーダーの育成や人材の発掘に向けて、引き続き手だてを工夫したいと思います。また、総合社会教育文化施設については、利活用の方法を工夫し、魅力化を図るとともに、各施設の今後の活用について方向性を検討してまいります。

文化の保存と継承では、後継者育成の支援と文化財の保存・継承環境づくりを挙げております。花祭りをはじめとする民俗文化の保存・継承は喫緊の課題であり、町内各地区でそれぞれご努力を重ねていただいております。高齢化と人口の減少が根本的な課題ではありますが、未来の担い手である子どもたちの育成を進める一方で、各地域の皆さんとの意見交換をとおして、継承の在り方を検討してまいります。また、花祭会館については、照明など施設の改修とともに、展示物の整理や、展示のリニューアルに向けて継続的に取り組み、町内外に向けて、花祭りの理解とPRに寄与できる施設としての充実を図ってまいります。

基本施策5の多様な学びの場では、人権尊重の推進、男女共同参画社会の推進、国際化・国際交流の推進、学力を強化する機会の提供を挙げています。小学校英語が教科化されたことで、中学生海外派遣事業の意義がさらに高まりました。この機会を生かすために、小学校、中学校の授業を通して使える英語を習得し、進んで外国人と関わろうとする意欲の向上を図ります。ALTを活用するとともに、授業を一層工夫して、会話の力を高めたいと考えています。また、特に中学では、目的意識を強く持たせるよう働きかけてまいります。また、地域みらい塾を継続し、学習の補強を充実してまいります。様々な進路を実現したい、得意な分野の力をいっそう伸ばしたいなどといった、すべての生徒や保護者の多様なご要望にお応えできるものではございませんが、子ども達の基礎的な学力を充実することで、学校の授業を補い、授業への抵抗を和らげ、学校生活への適応を応援する仕組みとして活用してまいります。さらに、学校での学習の様子を情報として広く町民に知らせる工夫をしたり、学校の外に学習の場や発表の場を広げたりすることで、町全体で取り組む教育と、一人の町民としての学習の実現を図ってまいりたいと考えています。以上、令和2年度の教育方針について、第6次東栄町総合計画を中心に、主な事項をご説明申し上げます。

学校教育につきましては、保育園から中学校卒業までの子ども達の成長について、町のみんなで理解を進め、共通の意識で次の世代の東栄町民を育てる基盤づくりを目指します。また、生涯学習・生涯スポーツ、文化の継承についても、町民の皆さんの関心を高め、参画の意欲を高めてまいりたいと考えております。そのために、子どもにも町民の皆さんにもわかりやすく教育についてお示しし、誰もが役割を感じて参加できることを目指してまいり所存です。議員の皆様には、今後ともご理解ご協力をいただきご指導を賜りますようお願い申し上げます。以上で説明を終わります。ありがとうございました。

---

議長（原田安生君）

再開をいたします。



これより議案審議に入りますが、本日、議了したい議案がございますので、申し上げます。

日程第 15、議案第 9 号『とうえい温泉ボイラー更新等工事請負契約の変更について』

日程第 36、議案第 30 号『東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議（案）の提出について』

日程第 37、選挙第 1 号『東栄町選挙管理委員及び補充員の選挙について』

日程第 38、同意案第 1 号『東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について』

以上 4 案件は、本日の議会審議の後、議了予定をしておりますので、ご了承のうえお願い申し上げます。

----- 議案第 1 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 7、議案第 1 号『東栄町長等の給与の特例に関する条例の制定について』を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声）

はい、総務課長

総務課長（内藤敏行君）

それでは、議案第 1 号についてご説明申し上げます。議案第 1 号。『東栄町長等の給与の特例に関する条例の制定について』。東栄町長等の給与の特例に関する条例を次のとおり定めるものとする。令和 2 年 3 月 6 日提出。東栄町長村上孝治。東栄町長等の給与の特例に関する条例、1 条から 3 条までございます。要点を説明させていただきます。第 1 条では、本条の主旨といたしまして特別職、給与条例に規定する町長及び副町長、教育長の給与の特例を定めるものでございます。第 2 条につきましては、令和 2 年 4 月分から令和 3 年 3 月分までの特例期間を定めます。既定額から 100 分の 5 を乗じて得た額を減ずることを規定するものでございます。第 3 条では、町長及び副町長、教育長の特例期間における期末手当の額の算定基礎となる給与の月額が 100 分の 5 を減じた給与月額とすることを規定するものでございます。附則。施行期日。この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。東栄町長等の給与の特例に関する条例の廃止、2 東栄町長等の給与の特例に関する条例、(平成 29 年東栄町条例第 3 号)を廃止する。裏を見ていただきますと、提案理由、この案を提出するのは、町長、副町長及び教育長の給与の月額を減ずるために必要があるからである。以上です。

議長（原田安生君）

議案第 1 号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

はい、4 番。

4 番（浅尾もと子君）

議案の提案理由にある町長、副町長及び教育長の給与月額を減ずるため必要であるからということなのですが、なぜ減額が必要になったのか教えてください。

(「議長、町長」の声)

はい、町長

町長 (村上孝治君)

今回5%を減額させていただく条例を提案させていただきました。以前も議会の中で給与の減額、28年度の時に答申をいただきまして、本則を戻さしていただきましたが、その折り特例の中で10%を軽減させていただきましたが、その折に議会の方からも減額のことを目的を持てば減額をしたらとご要望をいただきました。今回、我々三役含めて減額をそれぞれして、この金額を持って職員の間になくなりました役場の職務体制が非常に今、採用条件が途中で中間職が非常に薄い状況でございます。そういった状況の中で組織分析を少しさせていただきながら減額の額を当初予算でも職員研修のところに充てさせていただきましたが、そういった目的の中で職務分析をしながら人事問題の改善、職場体、人間関係のストレス軽減等を含めたものを減額の予算を使わせていただきたいと思いますので今回上程させていただきました。

議長 (原田安生君)

4番、よろしいですか。他にはございますか。

特に無いようですので。以上で、議案第1号の質疑を打ち切ります。

## ----- 議案第2号 -----

議長 (原田安生君)

次に、日程第8、議案第2号『東栄町空家等適正管理条例の制定について』を議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、地域支援課長」の声あり)

はい、地域支援課長

地域支援課長 (加藤文一君)

議案第2号。東栄町空家等適正管理条例の制定について。東栄町空家等適正管理条例を次のとおり定めるものとする。令和2年3月6日提出。東栄町長村上孝治。新たに制定します東栄町空家等適正管理条例です。条例案は18条から構成されており、各条につきまして順番に説明させていただきます。

第1条は、目的です。この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下法という。)に基づき、空家等の適正な管理に関し、所有者等、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、倒壊や火災等の事故、犯罪等を未然に防止し、もって良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的に条例を制定します。

第2条は、定義です。この条例の中で明確にしておかなければならない用語について、定義づけをしたものです。空家等と特定空家等の定義は、別紙の資料に記載してあります。別紙一枚の

用紙ですけれども、上から2番目のカッコ、用語の定義の中に記載してあります。なお、空き家等の定義で最後に書いてありますとおりこの空家等には、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除くということになっております。

議案書に戻っていただきまして、

第3条は、所有者等の責務です。空家等の所有者等には、常に空家等を適正に管理する責任と義務があることを示したものです。

2ページをご覧ください。

第4条は、町の責務です。空家等が原因で他人に被害を及ぼした場合は、その所有者等の責任になることから、町は、町内に存在する空家等が適正に管理されるよう、所有者等及び町民等の意識向上を図る啓発活動を行うこと、また、空家等が管理不全な状態となることを未然に防ぐための施策を実施する責任と義務があることを定めたものです。

第5条は、町民等の責務です。町民等は、空家等によって生じる多くの社会問題等を認識し、町の施策の推進に協力することを定めたものです。

第6条は、情報提供です。町民等は、町内に存在する適正に管理されない空家等の情報を町に積極的に提供するよう定めたものです。また、情報提供を求めることで、所有者等の意識や地域の関心が高まり、空家等の適正な管理の推進が期待されます。

第7条は、空家等対策計画です。空家等対策計画の意義や内容について定めたものです。

3ページをご覧ください。

第8条は、協議会の設置等です。協議会の設置や協議事項等について定めたものです。

第9条は、立入調査等です。町民等からの情報提供などにより、管理不全な空き家等があると認める時は、建物の外観調査、周辺住民からの聞き取り調査や登記簿調査、相続人調査などを行う実態調査について定めたものです。また、実態調査だけでは危険な状態であるかどうかの判断が困難な場合等には、町は本条例の適用に必要な最低限の範囲における立入調査ができることを定めたものです。

4ページをご覧ください。

第10条は、緊急安全措置です。実態調査、立入調査の結果、当該空家等によって、人の生命若しくは身体又は財産に危険な状態が切迫していると認められる時は、所有者等の同意を得た上で、危険な状態を回避するために必要な最低限度の緊急安全をとることができることを定めたものです。この場合、所有者等に必要事項を通知するとともに、措置に要した費用を請求することができます。

第11条は、助言又は指導です。適正に管理されていない空家等の所有者等に対して、町は、管理方法の改善やその他必要な措置について、助言や指導を行うことができることを定めたものです。

第12条は、勧告です。前条の助言又は指導にも関わらず、必要な措置が行われなかった場合に、町は、その空家等の所有者等に対し、期限を設けて必要な措置を講ずるよう勧告することができることを定めたものです。

5ページをご覧ください。

第13条は、命令です。所有者等が正当な理由がなく勧告に応じない場合に、町は、期限を定めて命令処分ができることを定めたものです。

第14条は、公表です。所有者等が正当な理由がなく命令に応じない場合に、町は、期限を定

めて公表ができることを定めたものです。

第15条は、代執行です。所有者等が命令に従わない時には、最終的な手段として、町が代執行することができることを定めるとともに、町が措置に要した費用を当該空家等の所有者等から徴収できることを定めたものです。

第16条は、関係機関への協力要請です。町は、必要に応じて、国、県、警察署、保健所などの関係機関に対して、適正に管理されていない空家等の改善に向けて、協力の要請ができることを定めたものです。

第17条は、支援です。町は、助言又は指導若しくは勧告に従って措置を講ずる者に対し、危険の除去に必要な支援ができることを定めたものです。

第18条は、委任です。この条例の施行に関して、必要な事項、様式などは規則で定めるものとしたものです。なお、別紙の資料において中段には、本条例の対象範囲と下段には町の対応の流れを図式化したものを記載しております。

6ページをご覧ください。

最後に附則です。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由ですが、この案を提出するのは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の施行により、本町における空家等対策の推進に関し必要な事項を定める必要があるからである。以上で説明を終わります。

議長（原田安生君）

議案第2号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番

5番（加藤彰男君）

細かい条文のところでは委員会審議があると思うのでそこで伝えたいと思います。

今回の条例制定の前提の部分だけ確認したいんですけども、いわゆる空き家特措法ができて個々の自治体のところでは今回のような条例を順次制定しております。今回の条例が出された内容の背景ですけれども、まあ、いわゆる現状として東栄町の中にこの条例制定に伴って対処しなければならない事案が起こってきている。それに対応するために条例制定ができたのか、それとも特措法が出て時間が経って時間経過あるけれども自治体としてこれ当然準備しなきゃいけないという一般的必要性から出たのかその点から確認したい。

議長（原田安生君）

（「議長、地域支援課長」の声あり）

はい、地域支援課長

地域支援課長（加藤文一君）

この制定に対しまして、2つ理由がございまして、1つは特措法が平成26年度に制定されて、他自治体も制定を進めております。それに伴って、空き家の管理に関しまして細かい内容を定める必要性があると考えまして制定になりました。もう1つの理由ですけれども、現状を見ますと

東栄町でも平成30年度に町内一斉空き家の調査をしたんですけれども約300件の空き家がありました。そして、今の所、特定空家等危険な空家等の情報は入っていないんですけれども、それに至りそうな空き家も把握しておりますので、こういったものの管理、対策していかないといけないということで制定を考えました。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「議長、2番」の声

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

一つお伺いします。意味合いは良く分かるんですが、東栄町、公共団体は該当しないのですが、東栄町が抱えておる空き家、いわゆる使っていない、目的もなく使っていない建物があります。今現在、地元でも例えば保育園なんかもない、使っていないと言っているもの。それから医療センターも作るとなるとますます空き家が増えてくる。そうすると住民に対して圧力はかけるけれども自分たちは空き家をたくさん増やしていくことになってしまう。言ってみればこの条例で自分の首を絞めているような形にならないかなと、その辺の整合性、これからは東栄町、自分たち町が所有する空き家をどうするのかを十分検討したうえでの制定なのかでしょうか。

議長（原田安生君）

（「議長、地域支援課長」の声あり）

はい、地域支援課長

地域支援課長（加藤文一君）

公共施設については、公共施設管理計画と共に進めるべきだったんですけれども、圧倒的に多い一般家屋の対策を考えるべきだと先行したような恰好になったんです。

議長（原田安生君）

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長

町長（村上孝治君）

当然、公共施設は支援課長が話しましたように公共施設管理計画の中で個別計画を出すと言う事で動いております。2番議員さんが今でもご指摘いただいたとおり、まだ具体的な個別計画がたっていないということは申し訳なく思っていますが、令和2年度にはそれぞれの公共施設等の判断をし、また、判断できなかつたらどうするのかというのかというのがありますので、当然そのものももちながら全体の来年度の当然6期の後期の計画もございますので、当然お金の方もかかるわけでございますのでしっかり個々の対応をしまいたいと思います。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

(「議長、2番」の声)

はい、2番

2番(森田昭夫君)

あまり追及するのもやめますけれども、公共施設の管理計画なんか何年なる。やりますって言うてからすでに6年7年経っていると思うんですよ。未だに公共施設の管理計画が出来ていない。一方でどんどん空き家を作っていく。住民に対してこういう話をするんだったら自分の持っているところ公共の方がしっかりしてから人に対してものを言うべきではないか。と思いますので、このへんのところの整合性をとっておくべきだと、やるべきことはきちんとやってから人に対してものを言うべきだと考えます。これからやる公共施設の管理計画、まず作ってからやるべきだと思うのですが、その辺のところはいかがでしょうか。

議長(原田安生君)

(「議長、町長」の声あり)

はい、町長

町長(村上孝治君)

総体的な公共施設管理計画は立てさせていただきました。2番議員がおっしゃるように個別のものですか、全くやっていないというわけではありませんが、それぞれの所管のする施設について検討はしております。しかしながら個別の全体的な状況をですね、先ほども言いましたが開始をしていくのか、それに伴う使わないという判断の中で、解体をしていくのかという状況もありますので令和2年度これに向かって進めていきたいというふうに思っております。その状況とおっしゃるように空き家についてはいわゆる民間の物でございますが、こういった上級法による26年度に法律を受けた整備はしていくという状況でありますのでご理解を賜りたいと思います。

議長(原田安生君)

その他ございますか。

特に無いようですので。以上で、議案第2号の質疑を打ち切ります。

### ----- 議案第3号 -----

議長(原田安生君)

次に、日程第9、議案第3号『東栄町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について』を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

議長(原田安生君)

(「議長、総務課長」の声あり)

はい、総務課長

総務課長（内藤敏行君）

議案第3号『東栄町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について』。東栄町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和2年3月6日提出。東栄町長村上孝治。東栄町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する。

1枚めくっていただきまして。新旧対照表をご覧ください。

東栄町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例でございます。

左に改正後があります。

ここでは補償基礎額第5条のところでも新設させていただきます。給料を支給される職員、法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が町長と協議して別に定める額、これを新設させていただきます。地方公務員法の改正により令和2年4月1日から始まります会計年度任用職員制度が導入されます。この影響によりまして会計年度任用職員のうちフルタイムの職員については常勤職員と同様に給料、手当、あるいは旅費の支給対象であることが明確化されました。これに伴いまして補償基礎額については、常勤職員の公務災害補償にかかる平均給与額の例によることとする規定を新たに整備するものでございます

1枚戻っていただきまして。

附則。この条例は、令和2年度4月1日から施行する。2 この条例による改正後の東栄町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定には、この条例の施行日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。提案理由。この案を提出するのは、会計年度任用職員のうち、給料を支給される職員に係る補償基礎額を規定するため必要があるからである。以上であります。

議長（原田安生君）

議案第3号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございません。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第3号の質疑を打ち切ります。

#### ----- 議案第4号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第10、議案第4号『東栄町印鑑条例の一部改正について』を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

議案第4号。東栄町印鑑条例の一部改正について。東栄町印鑑条例の一部を改正する条例を次の

とおりに定めるものとする。令和2年3月6日提出。東栄町長村上孝治。東栄町印鑑条例の一部を改正する条例。東栄町印鑑条例（昭和53年東栄町条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正内容については、1枚はねていただきまして、新旧対照表をご覧ください。

第2条第2項第2号の改正につきましては、印鑑の登録を受けることができないものを「成年被後見人」から「意思能力を有しない者」に改正するものです。これによりまして、成年被後見人から印鑑登録の申請等があった場合、法定代理人が同行しており、かつ、当該成年被後見人本人による申請等があるときは、意思能力を有するものとして申請等を受け付けられることとなります。第5条及び第6条の改正につきましては、総務省の印鑑登録証明事務処理要領の改正に基づき、改正をするものでございます。

議案書に戻っていただきまして。

附則。この条例は、公布の日から施行する。提案理由。この案を提出するのは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、印鑑登録条例を改正する必要があるからである。以上でございます。

議長（原田安生君）

議案第4号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第4号の質疑を打ち切ります。

#### ----- 議案第5号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第11、議案第5号『東栄町国民健康保険条例の一部改正について』を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

議案第5号。東栄町国民健康保険条例の一部改正について。東栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和2年3月6日提出。東栄町長村上孝治。東栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例。東栄町国民健康保険条例（昭和51年東栄町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。新旧対照表の1ページをご覧ください。第11条の6の改正につきましては、基礎賦課限度額「61万円」を「63万円」に引き上げる改正をするものです。第11条の12につきましては、介護納付金の賦課限度額「16万円」を「17万円」に改正するものです。第17条第1項につきましては、基礎賦課限度額の改正に伴い賦課の上限も「61万円」から「63万円」に改正するものです。同条第1項第2号につきましては、5割軽減の判定所得を「28万円」から「28万5千円」に改正するものです。

1ページはねていただいて。



3分の2ページをお願いします。第3号の改正につきましては、2割軽減の判定所得「51万円」を「52万円」に改正するものです。次に3分の3ページをお願いします。同条第3項、第4項についても、賦課限度額「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」にそれぞれ改正することに伴う上限額の改正となっております。

それでは、議案書に戻っていただきまして。附則。施行期日。第1条この条例は、令和2年4月1日から施行する。経過措置。第2条、この条例による改正後の東栄町国民健康保険条例第11条の6、第11条の12及び第17条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。提案理由。この案を提出するのは、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正により賦課限度額及び軽減判定所得の基準を見直し、併せて所要の規定の整備を行う必要があるからである。以上です。

議長（原田安生君）

議案第5号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第5号の質疑を打ち切ります。

#### ----- 議案第6号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第12、議案第6号『東栄町公共建設発生土処理場設置及び管理に関する条例の一部改正について』を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、事業課長」の声あり）

はい、事業課長

事業課長（伊藤久司君）

議案第6号。東栄町公共建設発生土処理場設置及び管理に関する条例の一部改正について。東栄町公共建設発生土処理場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和2年3月6日提出。東栄町長村上孝治。東栄町公共建設発生土処理場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。東栄町公共建設発生土処理場設置及び管理に関する条例（平成25年東栄町条例第28号）の一部を次のように改正する。

1枚はねていただきまして、新旧対照表をご覧ください。

三遠南信自動車道の工事の進捗に伴い横見第2処理場を追加するものでございます。改正前の既設の横見処理場を横見第1処理場とし追加する処理場を横見第2処理場とするものです。別表第2のほうも同じく横見第2処理場を追加しまして使用料を550円としました。

議案書の方をお願いします。

附則。この条例は令和2年4月1日から施行する。

次ページをお願いします。

提案理由。この案を提出するのは、三遠南信自動車道建設に伴う公共建設発生土処理場として、横見第2処理場を追加する必要があるからである。

議長（原田安生君）

議案第6号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声）

以上で、議案第6号の質疑を打ち切ります。

---

議案第7号

議長（原田安生君）

次に、日程第13、議案第7号『東栄町町営住宅管理条例の一部改正について』を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、事業課長」の声あり）

はい、事業課長

事業課長（伊藤久司君）

議案第7号。東栄町町営住宅管理条例の一部改正について。東栄町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和2年3月6日提出。東栄町長村上孝治。東栄町町営住宅管理条例の一部を改正する条例。東栄町町営住宅管理条例（平成10年東栄町条例第1号）の一部を次のように改正する。

一枚はねていただきまして、新旧対照表をお願いします。

1点目は、第40条の中段の利息に関する改正です。不正行為により入居した者に対する明け渡し時の適用利率を年5分から法定利率に改正するものでございます。2点目は別表中、改正前は平井住宅が一番上にありましたけれども、平井住宅の廃止に伴い削除するものでございます。

議案書の方へお願いします。附則。施行期日。この条例は、令和2年4月1日から施行する。経過措置。この条例による改正後の東栄町町営住宅管理条例第40条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に到来した支払期に係る利息について適用し、この条例の施行日前に到来した支払期にかかる利息についてはなお従前の例とする。提案理由。この案を提出するのは、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行に伴い、不正行為により入居した者に対する明け渡し時の利息の適用利率を改正するとともに所要の改定をする必要があるからである。

議長（原田安生君）

議案第7号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第7号の質疑を打ち切ります。

---

議案第8号

議長（原田安生君）

次に、日程第 14、議案第 8 号『東栄町辺地総合整備計画の策定について』を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、参事兼振興課長」の声あり）

はい、参事兼振興課長。

参事 兼 振興課長（丹羽貴裕君）

議案第 8 号。東栄町辺地総合整備計画の策定について。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条の規定により、東栄町辺地総合整備計画の変更について別紙のとおり議会の議決を求める。令和 2 年 3 月 6 日提出。東栄町長 村上孝治。

内容につきまして次のページ 1 枚お目送りください。

以下東菌目、栗代、古戸、御園、小林、桑原という 6 地区になっております。東菌目地区でございますが、道路、町道の整備を行うものとなっております。栗代の方につきましては林道になっております。古戸は農道、御園は町道、飲用水供給施設、小林は林道、桑原は町道、飲用水供給施設となっております。なお、足込西辺地につきましては、今回人数要件が満たさなかったため、今回からは計画からは外れております。提案理由。この案を提出するのは、別紙事業を実施するにあたり財政措置として東栄町辺地総合整備計画を策定する必要があるからである。以上となります。

議長（原田安生君）

議案第 8 号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第 8 号の質疑を打ち切ります。

## ----- 議案第 9 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 15、議案第 9 号『とうえい温泉ボイラー更新等工事請負契約の変更について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、経済課長」の声あり）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

議案第 9 号。とうえい温泉ボイラー更新等工事請負契約の変更について。次のとおり変更請負契約の締結をしたいので、東栄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 40 年東栄町条例第 20 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。令和 2 年 3 月 6 日提出。東栄町長 村上孝治。1. 契約の目的、とうえい温泉ボイラー更新等。2. 変更前の契約金額、6490 万円。3. 変更後の契約金額、6511 万 1200 円。4. 変更増金額、21 万 1200 円。5. 契約の相手方、愛知県豊橋市東森岡 1 丁目 4 番地の 8。株式会社大建、代表取締役森田桂史。なお、今回更新するボイラーにつきましては、新城市火災予防条例により、点検扉を防火戸に改造する必要がある

生じ、仕様と契約金額の変更が必要となったためです。以上です。

議長（原田安生君）

議案第9号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第9号の件を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決する事に、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号『とうえい温泉ボイラー更新等工事請負契約の変更について』の件は原案のとおり、可決されました。

#### ----- 議案第10号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第16、議案第10号『令和元年度東栄町一般会計補正予算（第7号）について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長

副町長（伊藤克明君）

それでは、予算書の1ページをお開きください。議案第10号。令和元年度東栄町一般会計補正予算（第7号）について。令和元年度東栄町一般会計補正予算（第7号）案を別紙のとおり提出するものとする。令和2年3月6日提出。東栄町長村上孝治。令和元年度東栄町一般会計補正予算（第7号）。令和元年度東栄町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億107万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1953万9千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。第2条。地方自治法（昭和22年法律第67号）第123号第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による

地方債の補正。第3条。既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表歳入歳出予算補正。1款町税補正額32万5千円、2款地方贈与税910万3千円、11款分担金及び負担金273万4千円の減、12款使用料及び手数料242万7千円の減、13款国庫支出金668万6千円の減、14款県支出金1164万2千円の減、15款財産収入15万5千円の減。16款寄付金250万4千円の減、17款繰入金1億4429万5千円の減、18款繰越金8千万円、19

款諸収入 886 万 4 千円の減、20 款町債 1120 万円の減、歳入合計 1 億 107 万 9 千円の減、計 46 億 1953 万 9 千円。

歳出。1 款議会費 109 万 5 千円の減、2 款総務費 161 万 3 千円、3 款民生費 1607 万 8 千円の減、4 款衛生費 3728 万 6 千円の減、5 款農林水産業費 804 万 4 千円の減、6 款商工費 2685 万 3 千円の減、7 款土木費 2230 万 7 千円の減、8 款消防費 15 万 4 千円、9 款教育費 157 万 2 千円の減、11 款公債費 0、12 款諸支出金 1038 万 9 千円、歳出合計 1 億 107 万 9 千円の減、計 46 億 1953 万 9 千円。

第 2 表繰越明許費。2 款総務費 1 項総務管理費住民情報システム改修等委託料 150 万 2 千円。4 款衛生費 2 項環境衛生費河川水質検査委託料 88 万 5 千円。6 款商工費 1 項商工費プレミアム付商品券事業 749 万円。

第 3 表地方債補正。変更。かんがい排水整備事業。補正後の限度額 160 万円。林道下モ山線舗装工事 330 万円。林道節沢線改良工事 250 万円。林道小田沢登線改良工事 390 万円。林道峯地線改良工事 390 万円、林道小田沢登線舗装工事 700 万円。林道名倉線改良工事 300 万円。町道毛合線改良工事 430 万円。町道東菌目赤羽根線災害防除工事 240 万円。町道西菌目坪沢線舗装修繕工事 480 万円。橋梁補修工事 1010 万円。公共下水道長寿命化事業 250 万円。小型動力ポンプ 90 万円。小型動力ポンプ付積載車 690 万円。計 5710 万円。

それでは、予算説明書により説明させていただきます。

歳出からお願いします。

まず、全般的なことですが、今回の補正につきましては実績見込みに伴う精算等によるものが主でありますので、それらについての説明は省略させていただきます。

それでは、予算説明書の 19 ページをお開きください。

1 款議会費は、実績見込みによる精算です。

2 款 1 項 1 目一般管理費 3 節の退職手当は、早期退職者 2 名分の退職手当組合への特別負担金です。21 ページ 4 目財産管理費 14 節アクセス回線利用料は、小中学校で財務会計システムを利用できるよう回線を伸ばしたことによる増額、18 節庁用器具費は、4 月からの新年度に備え職員のノートパソコンの不足分を追加購入するもの、公用車購入費は、平成 29 年度から電気自動車車両無料貸与プロジェクトにより貸与されていた電気自動車について、その期間が満了したため購入するものです。23 ページ 11 目町営バス運営対策費 9 節普通旅費は、広島県福山市で行われている自動運転による新交通システムについて視察をするためのものです。その他の総務管理費については、実績見込みによる精算です。2 項 1 目税務総務費は、人件費の補正です。3 項 1 目戸籍住民基本台帳費から 31 ページ 3 款 1 項 3 目障害者福祉費までは、実績見込みによる精算です。その内 31 ページの障害者自立支援給付費は、平成 30 年度分給付費の過誤請求があったことと施設利用の給付費が増加したことなどにより増額するものです。4 目老人福祉費 7 節臨時職員賃金は、おいでん家支援員に対するもので、布川地区の中止や開催日数が減ったことによる減額です。2 項 1 目児童福祉総務費 23 節その他償還金は、平成 30 年度の児童手当に係る国県への返還金の不足分を増額するものです。2 目保育園費の臨時職員賃金は、保育士の退職及び臨時調理員の病気休暇に伴う、代替職員賃金を増額するものです。33 ページ 3 項介護保険事業費から 37 ページ 5 款 1 項 5 目土地改良事業費までは実績見込みによる精算です。39 ページ 6 目千代姫荘施設費は、利用客数が当初見込みより増えたことにより増額するものです。7 目中山間地域等直接支払推進費から 41 ページ 2 項 5 目森林環境費までは実績見込みによる精算ですが、この内 5 目森林環境費 19 節負担金補助及び交付金のそ

の他は、里山林整備事業と間伐材搬出等事業に係る補助金の申請額が増えたことにより増額するものです。6款1項2目商工振興費から45ページ7款2項6目公共建設発生土処理場費までは、実績見込みによる精算です。47ページ3項1目住宅管理費11節修繕料は、町営住宅の修繕費に不足が生じるため増額するものです。4項2目公共下水道費は、実績見込みによる精算です。8款1項1目常備消防費11節修繕料は、新城消防署東栄分署のエアコンが故障したため、修繕するものです。49ページ2目非常備消防費から53ページ9款7項1目森林体験交流施設費までは、実績見込みによる精算です。11款1項1目元金は、減債基金繰入金を減額したことによる財源更正です。12款1項1目財政調整基金費は、公共建設発生土処理場使用料の減額による財源更正です。8項1目東栄町森づくり基金費25節積立金は、今年度交付される森林環境譲与税のうち、事業に充当した以外の残金を積み立てるものです。次に歳入の説明をさせていただきます。

---

議長（原田安生君）

時間になりましたので再開いたします。

それでは、補正予算の歳入。副町長

副町長（伊藤克明君）

それでは午前中に引き続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

説明書の5ページをお開きください。

1款1項市町村民税から3項軽自動車税までは、現年度と滞納繰越分の収納見込みによるものです。2款3項1目森林環境譲与税から7ページの12款使用料及び手数料までは、収入見込みによる増減です。13款国庫支出金から13ページの14款県支出金は、それぞれ給付費等の実績見込みによる増減、事業実施の精算による増減によるものです。15款財産収入及び16款寄付金は、歳入見込みによる減額です。17款繰入金は、財源調整による減額です。18款繰越金は、平成30年度の決算に基づいた額を計上してあります。19款諸収入は歳入見込みによるものですが、その内5項1目雑入の東三河広域連合派遣職員等収入は、広域連合に派遣している職員の給与等に対して連合が負担するものです。20款町債は、事業費確定に伴う増減です。次に56ページから58ページにつきましては、年度内に事業が完了できない3事業について、翌年度に繰り越しをさせていただく明許費の内訳です。

以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

議案第10号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

はじめに、補正予算説明書の「歳出」からお願いします。「1款・議会費」「2款・総務費」「3款・民生費」「4款・衛生費」「5款・農林水産業費」18ページから41ページになります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

続いて「6款・商工費」「7款・土木費」「8款・消防費」「9款・教育費」40ページから53ペ

ージになります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

続いて、「11 款・公債費」「12 款・諸支出金」52 ページから 55 ページになります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で「歳出」の質疑を終わります。

次に「歳入」全般について、質疑をお願いします。

補正予算書の 4 ページから 17 ページになります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で、議案第 10 号の質疑を打ち切ります。

---

### 議案第 11～12 号

議長（原田安生君）

ここでお諮りします。

日程第 17、議案第 11 号『令和元年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について』、  
日程第 18、議案第 12 号『令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について』の 2 案件を一括議題とし、質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号と議案第 12 号の 2 案件を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、住民福祉課長」の声あり)

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

それでは、予算書の 9 ページをお願いいたします。議案第 11 号。令和元年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について。令和元年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案を別紙のとおり提出するものとする。令和 2 年 3 月 6 日提出。東栄町長村上孝治。

10 ページをお願いします。令和元年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）。令和元年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2978 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 4229 万 9 千円とする。

第 2 項。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表。歳入歳出予算補正。歳入。3 款県支出金 2036 万 6 千円、6 款繰越金 942 万 1 千円、歳入合計 2978 万 7 千円、計 4 億 4229 万 9 千円。

12 ページをお願いします。

歳出。6款基金積立金 940 万円。8款諸支出金 2038 万 7 千円。歳出合計 2978 万 7 千円。計 4 億 4229 万 9 千円

予算説明書の 64 ページをお願いします。

歳出。6款1項1目国民健康保険財政調整基金積立金 940 万円。これについては、繰越金を財源として財政調整基金への積立金を補正をさせていただくものです。

8款1項1目一般被保険者保険料還付金 2 万円。これにつきましては、昨年度の保険料の還付金について、予算不足が生じるため補正させていただくものです。

8款3項2目他会計繰出金 2036 万 7 千円。これにつきましては、国民健康保険特別調整交付金のへき地診療所分を東栄医療センター特別会計へ繰出しをするものです。

62 ページをお願いします。歳入 3 款 1 項 1 目保険給付費等交付金 2036 万 6 千円。これは、特別調整交付金のへき地診療所分です。

6款1項1目繰越金 942 万 1 千円、これは歳出の財政調整基金積立金と保険料の還付金に前年度繰越金を充てるものとなります。

国民健康保険特別会計については、以上となります。

それでは、次に後期高齢者医療補正予算の説明に移りたいと思います。

予算書の 13 ページをお願いします。議案第 12 号令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について。令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）案を別紙のとおり提出するものとする。令和 2 年 3 月 6 日提出。東栄町長村上孝治。

14 ページをお願いします。令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）。令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 467 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2561 万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表。歳入歳出予算補正。歳入、1 款後期高齢者医療保険料 206 万円。3 款繰入金 781 万 8 千円の減。4 款繰越金 108 万 2 千円。歳入合計 467 万 6 千円の減。計 1 億 2561 万円。

16 ページをお願いします。

歳出。1 款総務費 25 万円の減、2 款後期高齢者医療広域連合納付金 439 万 9 千円の減。3 款後期高齢者医療費 2 万 7 千円の減。歳出合計 467 万 6 千円の減。計 1 億 2561 万円。

予算説明書の 72 ページをお願いします。

歳出。1 款 1 項 1 目一般管理費 25 万円の減。これにつきましては、広域連合への事務費負担金の確定に伴う補正です。2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 439 万 9 千円の減。これは、現時点での保険料の調定額と保険基盤安定負担金の確定による補正でございます。3 款 1 項 1 目後期高齢者医療費 2 万 7 千円の減。これにつきましては、給付費の見込により補正するものです。

70 ページをお願いします。歳入。1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料 206 万円。これは、直近の保険料調定額を基に保険料の収納見込額として補正するものです。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 781 万 8 千円の減。4 款 1 項 1 目繰越金 108 万 2 千円。こちらにつきましては、一般会計が負担する費用の確定と前年度繰越金を全て財源として充てたことによる補正であります。説明は、以上となります。



議長（原田安生君）

議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。はじめに、議案第 11 号『令和元年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について』の質疑を行います。

「歳入」「歳出」全般について、62 ページから 65 ページになります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第 11 号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第 12 号『令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について』の質疑を行います。

「歳入」「歳出」全般について、70 ページから 73 ページになります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第 12 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 13～15 号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りします。

日程第 19、議案第 13 号『令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）について』、日程第 20、議案第 14 号『令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について』、日程第 21、議案第 15 号『令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について』の 3 案件を一括議題とし、質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号から議案第 15 号までの 3 案件を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

議長（原田安生君）

（「議長、事業課長」の声あり）

はい、事業課長

事業課長（伊藤久司君）

それでは、補正予算書の 17 ページをご覧ください。

議案第 13 号。令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）について。令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）案を別紙のとおり提出するものとする。令和 2 年 3 月 6 日提出。東栄町長村上孝治。令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）。令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 237 万 1 千円を

減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2797万3千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1款分担金及び負担金補正額105万1千円、2款使用料及び手数料100万3千円の減、3款繰入金502万5千円の減、4款繰越金315万6千円、5款諸収入55万円の減、歳入合計237万1千円の減、計1億2797万3千円

次ページをお願いします。

歳出。2款簡易水道事業費補正額237万1千円減、歳出合計237万1千円の減。計1億2797万3千円。

続いて予算説明書の82ページをご覧ください。

歳出、2款1項1目水道管理費237万1千円の減です。

13節委託料及び18節の備品購入費につきましては、入札による請負残額の精算によるものです。14節簡易水道集中監視装置借上料につきましては、システム更新によるものです。消費税につきましては実績によるものです。

次に78ページをご覧ください。

歳入、1款1項1目補正額105万1千円、これは加入者負担金による実績によるものであります。

2款1項1目水道使用量103万9千円の減、これは今年度の実績見込みによるものです。

2款2項1目督促手数料3万6千円これも実績によるものです。

3款1項1目502万5千円の減これは繰入金の施設整備分の減額によるものです。

4款1項1目315万6千円前年度繰越金の精算によるものです。

次ページをお願いします。

5款1項1目雑入。これは本郷下川農免線の水道管布設工事の補償金の精算によるものです。

以上で簡易水道特別会計の説明を終わります。

続きまして補正予算書の21ページをご覧ください。

議案第14号。令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について。令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）案を別紙のとおり提出するものとする。令和2年3月6日提出。東栄町長村上孝治。令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2753万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1531万1千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。第2条、既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表。歳入歳出予算補正。歳入、1款分担金及び負担金57万1千円の減、2款使用料及び手数料80万9千円の減、3款国庫支出金1114万の減、4款繰入金936万8千円の減、5款繰越金85万円。7款下水道建設債650万円の減、歳入合計2753万8千円の減、計1億1531万1千円。

次ページをお願いします。

歳出。1款下水道事業費2753万8千円の減、歳出合計2753万8千円の減、計1億1531万1千円です。

次ページをお願いします。

第2表。地方債補正。変更。起債の目的。公共下水道長寿命化事業、補正後限度額250万円、その他起債の方法等につきましては、変更はございません。

続いて予算説明書の92ページをご覧ください。

歳出。1款1項1目下水道管理費2753万8千円の減、13節委託料につきましては浄化センターとの維持管理委託料の実績による減でございます。15節工事請負費におきましては、長寿命化対策電気設備更新工事の事業量減による減額です。27節公課費は、消費税の実績による減です。

次に88ページをお願いします。

歳入。1款1項1目公共下水道事業分担金57万1千円の減、これは分担金の実績によるものです。2款1項1目81万7千円の減、これも使用料の実績見込みによるものです。2款2項1目8千円手数料の実績です。3款1項1目国庫補助金1114万円の減です。これは長寿命化電気設備更新工事の事業費の減に伴う減額です。4款1項1目936万8千円の減、これにつきましても工事費の減に伴う減額でございます。5款1項1目繰越金85万円前年度繰越金の実績によるものです。7款1項1目下水道建設債650万円の減、これも長寿命化電気設備更新工事減によるものです。以上で公共下水道事業特別会計の説明を終わります。

続いて補正予算書の27ページをご覧ください。

議案第15号。令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について。令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）案を別紙のとおり提出するものとする。令和2年3月6日提出。東栄町長村上孝治。令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）。令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ220万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2555万7千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出補正」による。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入。2款使用料及び手数料1万5千円、3款繰入金323万7千円の減、4款繰越金102万2千円、歳入合計220万円の減、計2555万7千円。

次ページをお願いします。

歳出。1款農業集落排水事業費補正額220万円の減、歳出合計220万円の減、計2555万7千円。

続いて補正予算書説明書の100ページをお願いします。

歳出1款1項1目農業集落排水維持管理費220万円の減、13節の委託料で浄化センター等維持管理委託料の実績に伴う減額です。

次に98ページをご覧ください。

歳入、2款1項1目農業集落排水使用料1万5千円、実績見込みによるものです。3款1項1目一般会計繰入金323万7千円の減、歳出の減額に伴い、繰入金の減額するものです。4款1項1目繰越金102万2千円繰越金の実績によるものです。以上で農業集落排水事業特別会計の説明を終わります。

議長（原田安生君）

議案の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑は議案ごとに行います。

はじめに、議案第 13 号『令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）についての質疑を行います。

「歳入」「歳出」全般について、78 ページから 83 ページまでになります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第 13 号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第 14 号『令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について』の質疑を行います。

「歳入」「歳出」全般について 88 ページから 93 ページになります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第 14 号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第 15 号『令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について』の質疑を行います。「歳入」「歳出」全般について 98 ページから 101 ページになります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第 15 号の質疑を打ち切ります。

## ----- 議案第 16 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 22、議案第 16 号『令和元年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 4 号）について』の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

はい、医療センター事務長

医療センター事務長（伊藤知幸君）

それでは、補正予算書の 31 ページをお開きください。議案第 16 号。令和元年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 4 号）について。令和元年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 4 号）案を別紙のとおり提出するものとする。令和 2 年 3 月 6 日提出。東栄町長村上孝治。

次ページをお願いします。

令和元年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 4 号）。令和元年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 4 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5191 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 460 万 4 千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表。歳入歳出予算補正、歳入1款診療収入補正額4896万3千円の減、第2款使用料及び手数料131万2千円の減、5款繰入金233万2千円の減、7款諸収入69万5千円、歳入合計5191万2千円の減、計6億460万4千円。

次ページをお願いします。

歳出。1款総務費4577万の減、2款医業費614万2千円の減、歳出合計5191万2千円の減、計6億460万4千円

それでは、予算説明書の112ページをお開き下さい。

歳出。1款1項1目、一般管理費の人件費につきましては、職員の異動による変動が多いため、今回の最終補正での調整とさせていただきますことをまずもってご報告させていただきます。

1節報酬は、非常勤医師1名が、当初勤務予定日数が週3回を予定していましたが、週1回の勤務に変更になったこと、また非常勤科目の医師の勤務について、医師の都合により休診日となった日がたびたびあったことなどにより、700万7千円の減となりました。2節給料につきましては、職員の異動、看護師2名の退職、検査技師1名が臨時職員に変わり賃金扱いになったこと、育児休業5名の休業分を減額したことなどにより、1455万6千円の減となりました。3節手当は、期末・勤勉手当では職員の異動による減分と医師の期間率の修正による増分の調整で期末手当263万2千円の減、勤勉手当196万8千円の減となっています。時間外勤務手当は実績による増、宿日直手当は看護師の入院対応の勤務が、夜勤から宿直に一部変更となったことによる夜間看護手当と宿日直手当の科目更正と、実績見込みにより宿日直手当は150万5千円の増、夜間看護手当は192万6千円の減となりました。4節共済費は、当初予算において標準報酬月額算定誤りによる修正により1223万2千円の減、7節賃金は実績見込みによる減です、需要費もそれぞれ実績見込みによる減であります。委託料は、医師派遣委託料が、実績見込みによる不足分49万円の増額となります。使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金はそれぞれ実績による減額でございます。

次ページをお願いします。

1款2項1目、研究研修費の旅費も実績見込みによる不足分の5万円の増額補正となります。1款3項1目、在宅医療介護サポートセンター費は実績見込みにより、給料が36万9千円減、需用費が不足分2万7千円の増、役務費は電話料の実績による6万3千円の減となりました。

次ページをお願いします。

使用料及び賃借料は実績見込みによる23万6千円減、備品購入費は血压脈波検査装置の請負残50万円の減となりました。2款1項2目医薬品衛生材料費は、入院患者・外来患者数がそれぞれ減少したことにより、実績見込みも診療材料費156万9千円の減、薬品費125万4千円の減となりました。2款1項3目の委託費につきましても、実績見込みによる減でございます。2款2項1目、給食費につきましても実績見込みによる減となっております。

続きまして、歳入につきましては106ページをお開きください。

1款1項1目から6目の入院収入の部分につきましては、延べ入院患者数の実績見込み減により、それぞれの保険診療で減額となりまして、トータルで2903万3千円減となりました。1款2項1目から6目の外来収入につきましても、実績見込みにより、それぞれの保険診療で減額となり、トータルで2599万8千円の減となりました。1款3項1目、諸健診等収入では、実績見込みにより525万5千円増。これはインフルエンザ負担金の計上漏れによる増ということになりました。

次ページをお願いします。

1款3項2目、その他収入は、実績見込みにより、144万7千円の増、医学管理産業医業務委託

料 64 万 4 千円増、その他収入 80 万 3 千円増となりました。給食負担金につきましては、入院外食事負担金 36 万 6 千円減、患者外給食負担金 26 万 8 千円減は、それぞれ実績見込みによるものであります。2 款 1 項 1 目、使用料は建物使用料 11 万 2 千円減、病室使用料 34 万 9 千円減も実績見込みによる減でございます。

2 款 2 項 1 目手数料についても、実績見込みによる減でございます。

5 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は、実績見込みによる運営費補てん分減により 2269 万 8 千円の減となりました。これは、次目の他会計繰入金皆増による財源補てんによるものであります。5 款 1 項 2 目、他会計繰入金は、国民健康保険特別会計繰入金 2036 万 6 千円の皆増によるものです。国保特別調整交付金で、国保直診のへき地診療所の運営費に対する補助金として本年度初めて採択されたものであり、東栄医療センターは第 2 種へき地診療所に該当するため、赤字額と基準額の低い方の額の 2 分の 1 が補助金として交付される予定でございます。

次ページをお願いします。

7 款 1 項 1 目、雑入は、へき地診療所医師等派遣負担金 110 万円増、つぐ診療所への理学療法士派遣費用の当初計上漏れ分と、在宅医療介護サポートセンター受託事業の実績見込みによる 40 万 5 千円減となりました。以上で説明を終わります。

議長（原田安生君）

議案第 16 号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第 16 号『令和元年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 4 号）について』の質疑を行います。

「歳入」「歳出」全般について、106 ページから 117 ページになります。

質疑はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

はい、4 番

#### ----- 質疑応答 -----

4 番（浅井もと子君）

説明書 106 ページ 107 ページの入院収入についてお伺いします。補正前の額よりも大幅な減となったのですが、その理由をお尋ねしたいと思います。例えば、2 目の社会保険診療報酬収入は補正によってほとんどなくなるって状態なんですけれども、入院収入が減った理由をですね、例えば、人手がいなくて患者を受け入れられなくて断っているのか、患者に選ばれないのか、救急告示を取り下げたことによる影響なのかお考えを伺えたらと思います。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

はい、医療センター事務長

医療センター事務長（伊藤知幸君）

金額が大きく減ったことにつきましては、患者が減ったということが一番なのですけれども、診療所という形の病院から診療所になっておりますので、それによって、収入がだいぶ減るというこ

とがあるのですけれども、やはり、救急告示を 30 年度末で取り下げをしましたので、それによって、入院されるような患者様につきましては、ほぼ後方支援病院の方へ送るような形になっております。そういうこともありますので、入院する患者様が少なくなっている。全員協議会でも話しましたが、入院患者が平均 8.2 人という状況というお話をしましたが、そのような形で減ってきていますので、かなり影響しているところです。

議長（原田安生君）

4 番よろしいですか。他ありますか

（「なし」の声あり）

以上で、議案第 16 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 17 号 -----

議長（原田安生君）

次に、令和 2 年度の一般会計、各特別会計の当初予算関係の議案に入りますが、11 日の水曜日に予算特別委員会を予定しておりますので、質疑はその折にお願いしたいと思います。

本日、どうしてもお聞きしたいと思う項目に限ってのみ、お願いをいたします。

始めに、日程第 23、議案第 17 号『令和 2 年度東栄町一般会計予算について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長

副町長（伊藤克明君）

それでは、令和 2 年度東栄町一般会計の予算について説明させていただきますが、先般の全員協議会におきまして、予算につきましては説明させていただいておりますので、本日は上程のみとさせていただきますのでよろしく願いいたします。

予算書の 1 ページをお開きください。

議案第 17 号。令和 2 年度東栄町一般会計予算について。令和 2 年度東栄町一般会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。令和 2 年 3 月 6 日提出。東栄町長村上孝治。令和 2 年度東栄町一般会計予算。令和 2 年度東栄町一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 36 億円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

継続費。第 2 条、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

地方債。第 3 条地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

一時借入金。第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 5 億円と定める。

歳出予算の流用。第 5 条地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費

の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表歳入歳出予算。歳入。1款町税3億919万3千円、2款地方譲与税4441万2千円、3款利子割交付金30万円、4款配当割交付金110万円、5款株式等譲渡所得割交付金80万円、6款地方消費税交付金6400万円、7款自動車取得税交付金1千円、8款環境性能割交付金640万円、9款地方特例交付金1千円、10款地方交付税16億7700万1千円、11款交通安全対策特別交付金1千円、12款分担金及び交付金3262万5千円、13款使用料及び手数料8294万9千円、14款国庫支出金8566万2千円、15款県支出金2億625万円、16款財産収入1362万3千円、17款寄付金1043万1千円、18款繰入金3億555万3千円、19款繰越金1億円、20款諸収入7409万8千円、21款町債5億8560万円、歳入合計36億円。歳出。1款議会費4404万5千円、2款総務費6億2586万9千円、3款民生費6億1655万7千円、4款衛生費6億5852万7千円、5款農林水産業費2億7626万2千円、6款商工費6436万1千円、7款土木費1億7967万4千円、8款消防費5億398万1千円、9款教育費2億201万2千円、10款災害復旧費1万6千円、11款公債費3億9993万6千円、12款諸支出金2億503万円、13款予備費373万円、歳出合計36億円。

第2表継続費。2款総務費、1項文書広報費。広報誌デジタル化及び縮刷版作成事業、総額338万円、年割額、令和元年度151万円、令和2年度187万円。4款衛生費、1項保健衛生費、医療センター・保健福祉センター設計等委託業務、7941万4千円、令和元年度273万3千円、令和2年度7668万1千円、8款消防費、1項消防費、防災行政無線設備等工事、5億8055万8千円。令和元年度、令和2年度2億9910万8千円。

3表地方債。臨時財政対策債5500万円、おいでん家事業1400万円、足込簡易水道導水管布設工事530万円、医療機器整備事業1050万円、北設広域事務組合ごみ処理場改修工事3千万円、かんがい排水整備事業200万円、林道下モ山線舗装工事300万円、林道節沢線改良工事100万円、林道反沢線改良工事250万円、林道小田沢登線改良工事250万円、林道稲目平釜沢線改良工事420万円、林道林線改良工事250万円、林道峯地線改良工事100万円、林道大稲目線改良工事180万円、林道小田沢登線舗装工事650万円、林道よらき線舗装工事300万円、林道名倉線改良工事250万円、林道駒久保線改良工事180万円、町道橋場坪沢線道路改良工事900万円、町道小田敷名倉線改良工事850万円、町道東菌目赤羽根線舗装修繕工事50万円、町道西菌目坪沢線舗装修繕工事880万円、町道深谷池場線側溝整備工事480万円、下水道長寿命化対策電気設備更新工事1100万円、耐震性貯水槽設置工事550万円、同報系・移動系防災行政無線整備事業2億9900万円、電子黒板設置工事140万円、北設情報ネットワーク建設・更改事業8800万円、計5億8560万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。以上であります。

議長（原田安生君）

説明がありました、1か所読み間違えがあると思うのですが、諸支出金、ここで2億という数字を言っておりますので訂正をお願いいたします。

副町長（伊藤克明君）

7ページ12款諸支出金につきましては2503万円でありますのでよろしくをお願いいたします。

議長（原田安生君）



議案第 17 号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。一般会計予算書「歳出」全般について、42 ページ から 187 ページになります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

次に、一般会計予算書の「歳入」全般について、4 ページ から 41 ページになります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で、議案第 17 号の質疑を打ち切ります。

---

## 議案第 18・19 号

議長 (原田安生君)

ここでお諮りいたします。

日程第 24、議案第 18 号『令和 2 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について』。日程第 25、議案第 19 号『令和 2 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について』の 2 案件を一括議題とし、質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第 18 号と議案第 19 号を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、住民福祉課長」の声あり)

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長 (伊藤太君)

それでは、予算書の 11 ページをお願いします。

議案第 18 号。令和 2 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について。令和 2 年度東栄町国民健康保険特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。令和 2 年 3 月 6 日。東栄町長村上孝治。

12 ページをお願いします。

令和 2 年度東栄町国民健康保険特別会計予算。令和 2 年度東栄町国民健康保険特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、3 億 7923 万 6 千円と定める。第 2 項歳入支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

継続費、第 2 条、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

一時借入金。第 3 条、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 4000 万円と定める。

歳出予算の流用。第 4 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することが出来る。

第 1 表。歳入歳出予算。歳入 1 款国民健康保険料 6784 万 8 千円、2 款使用料及び手数料 1 万円、3 款県支出金 2 億 8724 万 9 千円、4 款財産収入 1 千円、5 款繰入金 2200 万 8 千円、6 款繰越金 210

万6千円、7款諸収入1万3千円、8款町債1千円、歳入合計3億7923万6千円。

14ページをお願いします。

歳出。総務費343万円、2款保険給付費2億6672万2千円、3款国民健康保険事業費納付金9926万1千円、4款共同事業拠出金1千円、5款保険事業費660万5千円、6款基金積立金1千円、7款公債費2千円、8款諸支出金121万4千円、9款予備費200万円、歳出合計3億7923万6千円。

16ページをお願いします。

第2表。継続費。1款総務費1項総務管理費、国保システム改修事業総額273万9千円、年割額令和元年度141万4千円、令和2年度132万5千円。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の予算の方に移ります。

17ページをお願いします。

議案第19号。令和2年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について。令和2年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。令和2年3月6日提出。東栄町長村上孝治。

18ページをお願いします。

令和2年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算。令和2年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算については、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、1億2595万円と定める。2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第253号の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法220条第2項ただし書きの規定により歳出予算各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表。歳入歳出予算。歳入1款後期高齢者医療保険料4239万8千円、2款使用料及び手数料2千円、3款繰入金8349万1千円、4款繰越金1千円、5款諸収入5万8千円、歳入合計1億2595万円。

20ページをお願いします。

歳出。1款総務費431万7千円、2款後期高齢者医療広域連合納付金6613万7千円、3款後期高齢者医療費5494万1千円、4款諸支出金5万5千円、5款予備費50万円、歳出合計1億2595万円。以上です。

議長（原田安生君）

議案第18号、議案第19号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

始めに、議案第18号の質疑を行います。国民健康保険特別会計予算の「歳入」「歳出」全般について200ページから227ページになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第18号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第19号の質疑を行います。後期高齢者医療特別会計予算の「歳入」「歳出」全般について、232ページから241ページになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第 19 号の質疑を打ち切ります。

---

議長（原田安生君）

時間ですので再開いたします、修正があるそうです。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長

副町長（伊藤克明君）

一般会計のところで上程させていただきましたが予算書の方に誤りがありますのでご修正をお願いいたします。予算書の 10 ページ地方債、起債の目的の上から 3 つ目、足込簡易水道導入管布設工事でございますが、導入管の所が導水管の誤りであります。管は草かんむりでなく竹かんむりで申し訳ありませんが訂正の方よろしくお願いいたします。

---

----- 議案第 20～22 号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。

日程第 26、議案第 20 号『令和 2 年度東栄町簡易水道特別会計予算について』。日程第 27、議案第 21 号『令和 2 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について』。日程第 28、議案第 22 号『令和 2 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について』の 3 案件を一括議題とし、質疑は議案ごとに行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 20 号から議案第 22 号までを一括議題といたします。執行部からの説明を求めます。

（「議長、事業課長」の声あり）

はい、事業課長

事業課長（伊藤久司君）

予算書の 21 ページを開いて下さい。

議案第 20 号。令和 2 年度東栄町簡易水道特別会計予算について。令和 2 年度東栄町簡易水道特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。令和 2 年 3 月 6 日提出。東栄町長村上孝治。令和 2 年度東栄町簡易水道特別会計予算。令和 2 年度東栄町簡易水道特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、1 億 7918 万 7 千円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

継続費。第 2 条、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

地方債第 3 条地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことがで

きる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

一時借入金。第4条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5000万円と定める。

歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することが出来る。

次ページをお願いします。

第1表。歳入歳出予算。歳入。1款分担金及び負担金22万円、2款使用料及び手数料5802万円、3款国庫支出金440万円、4款県支出金264万円、5款繰入金6937万6千円、6款繰越金200万円、7款諸収入2250万1千円、8款町債2003万円、歳入合計1億7918万7千円。

歳出。1款総務費2043万2千円、2款簡易水道事業費1億912万4千円、3款公債費4863万1千円、4款予備費100万円、歳出合計1億7918万7千円。

次ページをお願いします。

第2表継続費。1款総務費1項総務管理費。事業名公営企業化業務委託総額2947万円、年割額令和2年度1473万5千円、令和3年度736万7千円、令和4年度736万8千円。

次ページをお願いします。

第3表地方債。ここで1字訂正お願いいたします。左上の足込簡易水道導水管布設工事ですが設の字がダブっていますので1字抹消をお願いします。起債の目的。足込簡易水道導水管布設工事、限度額530万円、公営企業化業務限度額1473万円、起債の方法は証書借入であります。利率及び償還の方法につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

続いて予算書の27ページをご覧ください。

議案第21号。令和2年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について。令和2年度東栄町公共下水道事業特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。令和2年3月6日提出。東栄町長村上孝治。令和2年度東栄町公共下水道事業特別会計予算。令和2年度東栄町公共下水道事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、1億6639万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

継続費。第2条地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

地方債。第3条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

一時借入金。第4条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5千万円と定める。

歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳入歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

次ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算、歳入1款分担金及び負担金90万1千円、2款使用料及び手数料3939万円、3款国庫支出金1925万円、4款繰入金7974万8千円、5款繰越金200万円、6款諸収入1千円、7款下水道建設債2510万、歳入合計1億6639万円

次ページをお願いします。

歳出。1 款下水道事業費 1 億 594 万 1 千円、2 款公債費 5944 万 9 千円、3 款予備費 100 万円、歳出合計 1 億 6639 万円

次ページをお願いします。

第 2 表継続費 1 款下水道事業費 1 項下水道管理費、事業名公営企業化業務委託総額 2834 万 9 千円、年割額令和 2 年度 1417 万 5 千円、令和 3 年度 708 万 7 千円、令和 4 年度 708 万 7 千円です。

続いて 32 ページをご覧ください。

第 3 表地方債、起債の目的、下水道長寿命化対策電気設備更新工事、限度額 1100 万円、公営企業化業務限度額 1410 万円、起債の方法は証書借入であります。利率及び償還の方法については記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

続いて予算書の 33 ページをご覧ください。

議案第 22 号。令和 2 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について。令和 2 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。令和 2 年 3 月 6 日提出。東栄町長村上孝治。令和 2 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算。令和 2 年度東栄町農業集落排水事業 特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3589 万 7 千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

継続費。第 2 条、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

地方債。第 3 条、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

一時借入金。第 4 条、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 500 万円と定める。

歳出予算の流用第 5 条地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することが出来る。

第 1 表歳入歳出予算。歳入 1 款分担金及び負担金 30 万 1 千円、2 款使用料及び手数料 429 万円、3 款繰入金 2320 万 5 千円、4 款繰越金 20 万円、5 款諸収入 1 千円、6 款農業集落排水事業債 790 万円、歳入合計 3589 万 7 千円。

次ページをお願いします。

歳出 1 款農業集落排水事業費 2524 万 4 千円、2 款公債費 965 万 3 千円、3 款予備費 100 万円、歳出合計 3589 万 7 千円。

次ページをお願いします。

第 2 表継続費 1 款農業集落排水事業費 1 項農業集落管理費、事業名公営企業化業務委託、総額 1595 万 2 千円、年割額令和 2 年度 797 万 6 千円、令和 3 年度 398 万 8 千円、令和 4 年度 398 万 8 千円。

次ページをお願いします。

第 3 表地方債、起債の目的。公営企業化業務限度額 790 万円、起債の方法は証書借入です。利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりですので説明は省略させていただきます。

以上で事業課関連の特別会計の説明を終わらせていただきます。

議長（原田安生君）

議案第 20 号から議案第 22 号までの説明が終わりました。これより質疑に入ります。

始めに、議案第 20 号の質疑を行います。

簡易水道特別会計予算の「歳入」「歳出」全般について、246 ページ から 257 ページになります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で、議案第 20 号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第 21 号の質疑を行います。公共下水道事業特別会計予算の「歳入」「歳出」全般について、266 ページ から 275 ページになります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で、議案第 21 号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第 22 号の質疑を行います。

農業集落排水事業特別会計予算の「歳入」「歳出」般について、お願いします。

284 ページ から 291 ページになります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で、議案第 22 号の質疑を打ち切ります。

#### ----- 議案第 23 号 -----

議長 (原田安生君)

次に、日程第 29、議案第 23 号『令和 2 年度東栄医療センター特別会計予算について』の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

(「議長、医療センター事務長」の声あり)

はい、医療センター事務長

医療センター事務長 (伊藤知幸君)

それでは、予算書の 39 ページをお願いします。議案第 23 号。令和 2 年度東栄医療センター特別会計予算について。令和 2 年度東栄医療センター特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。令和 2 年 3 月 6 日提出。東栄町長村上孝治。

次ページをお願いします。

令和 2 年度東栄医療センター特別会計予算。令和 2 年度東栄医療センター特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算第 1 条。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、5 億 8259 万 9 千円と定める。

2。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

地方債。第 2 条、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

一時借入金。第 3 条、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 235 条の 3 第 2 項の規定による一

時借入金の借入れの最高額は5000万円と定める。

歳出予算の流用。第3条地方自治法第220号第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

次ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算。歳入1款診療収入2億4739万8千円、2款使用料及び手数料204万9千円、3款国庫支出金1千円、4款県支出金1千円、5款繰入金3億1671万円、6款繰越金1千円、7款諸収入593万9千円、8款町債1050万円、歳入合計5億8259万9千円。

次ページをお願いします。

歳出。1款総務費4億4208万4千円、2款医業費1億2168万円、3款公債費1383万5千円、4款予備費500万円、歳出合計5億8259万9千円。

次ページをお願いします。

第2表、地方債。起債の目的。医療機器整備事業、限度額1050万円、起債の方法、証書借入。利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございますので、省略させていただきます。以上でございます。

議長（原田安生君）

議案第23号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

東栄医療センター特別会計予算の「歳入」「歳出」全般について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第23号の質疑を打ち切ります。

---

#### 議案第24～29号

議長（原田安生君）

次に、各財産区特別会計予算の審議でございますが、  
ここでお諮りいたします。

日程第30・議案第24号から、日程第35・議案第29号までの『令和2年度各財産区特別会計予算について』の6案件につきましては、一括議題とすると共に説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。説明を省略いたします。

ただちに6案件全般についての質疑に入ります。

各財産区特別会計予算の「歳入」「歳出」全般について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第24号から、議案第29号の質疑を打ち切ります。

---

#### 議案第30号

議長（原田安生君）

次に、日程第36、議案第30号『東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議案の提出について』

て』の件を議題といたします。提出者から説明を求めます。

（「議長、3番」の声あり）

はい、議会運営委員長

議会運営委員長（山本 典式）

議案第30号。東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議（案）の提出について。東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議（案）を次のとおり提出するものとする。令和2年3月6日提出。提出者、東栄町議会議員、山本典式。賛成者、東栄町議会議員、伊藤芳孝。東栄町議会議員、加藤彰男、東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議（案）の提出について。地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第109条及び東栄町議会委員会条例（昭和46年東栄町条例第5号）第4条により特別委員会を設置し、法第98条第1項に係る事項を当委員会に付託するものとする。記1. 名称、東栄町議会予算特別委員会。2. 設置の根拠、地方自治法第109条及び東栄町議会委員会条例第4条による。3. 目的、東栄町一般会計予算及び東栄町各特別会計予算の審査を行う。4. 委員の数、7名。以上でございます。

議長（原田安生君）

議案第30号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第30号の件を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号『東栄町議会 予算特別委員会の設置に関する決議案の提出について』の件は原案のとおり、可決されました。

## ----- 選挙第1号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第37、選挙第1号『東栄町選挙管理委員及び補充員の選挙について』の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長

総務課長（内藤敏行君）

選挙第1号。東栄町選挙管理委員及び補充員の選挙についてでございます。地方自治法（昭和22



年法律第 67 号) 第 182 条第 1 項の規定による選挙管理委員。地方自治法第 182 条第 2 項の規定による補充員、これにつきまして現委員、補充員につきましては令和 2 年 3 月 31 日をもって 4 年の任期が満了となります。議会に選挙管理委員、補充員のそれぞれ 4 名の選出をお願いするものでございます。以上です。

議長 (原田安生君)

選挙第 1 号の説明が終わりました。ここでお諮り致します。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により「指名推選」にしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

続いてお諮り致します。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

ただ今より指名をしますが、敬称は省略いたします。

なお、指名した後、名簿を配布いたします。

地方自治法 第 182 条 第 1 項の規定による選挙管理委員に、佐々木恵輔、加藤関也、青山丈子、長野好孝。次に、地方自治法第 182 条第 2 項の規定による補充員に、堂地雅子、伊藤長司、森下正、村松裕子。なお、補充員の補充順序につきましては、ただ今指名した順序としたいと思います。

以上のとおり、東栄町選挙管理委員並びに補充員を指名いたします。ただ今から、名簿を配布いたします。

ここでお諮り致します。

ただ今、配布名簿により指名しました方々を 当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、以上の方々が当選されました。

当選者には 別途文書をもって、告知いたします。

----- 同意案第 1 号 -----

議長 (原田安生君)

次に、日程第 38、同意案第 1 号『東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、税務会計課長」の声あり)

はい、税務会計課長

税務会計課長 (前知忠和君)

同意案第1号。東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について下記の者を東栄町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。令和2年3月6日提出。東栄町長村上孝治。住所、東栄町大字月字■■■■■■■■■■。氏名、筒井吉人。生年月日、昭和28年■■■■■■■■■■。選任理由。磯畑委員が令和2年3月31日をもって任期満了のため。

1枚はねていただきまして。

東栄町固定資産評価審査委員会委員、定員につきましては3名です。任期については3年となっております。今回選任させていただく筒井委員の任期は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとなります。以上でございます。

議長（原田安生君）

同意案第1号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、同意案第1号の質疑を打ち切ります。

本件は、人事案件でありますので、討論は省略して直ちに採決いたします。

本件に、同意することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号『東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について』の件は同意されました。

----- 委員会付託 -----

議長（原田安生君）

以上で、本日上程されました案件の審議が日程どおりすべて終了いたしました。

ここでお諮りいたします。本日上程されました案件の内、本日議了しました4案件を除く28案件及び、請願2件につきまして、「所管の常任委員会」及び「予算特別委員会」に付託したいと思っております。

ただ今から事務局から付託表が配布されますので、よろしく申し上げます。

お諮りいたします。ただ今お配りした「付託表」のとおり、各委員会に付託することに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、配布しました付託表のとおり「各常任委員会」及び「予算特別委員会」に付託することに決定しましたので、よろしくご審議をお願いいたします。また、会期中の会議日程もこの議会の冒頭で議決を頂いたとおりでございますので、それぞれご出席をお願い申し上げます。

----- 散会 -----

議長（原田安生君）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。  
本日はこれにて 散会といたします。

終了時刻 14時49分